旅行業務取扱料金表

旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面

国内旅行:手配旅行契約

手配旅行に係る取扱料金 (消費税が別途加算されます)

	内容	料 金
取扱料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	旅行費用総額の 20%以内(下限 1500円)
	宿泊機関を単独で手配する場合	宿泊機関1件1手配につき費用の20%以内 (下限500円)
	私鉄・フェリー・バス等の運輸機関を単独で手配	1人1区間につき 20%以内(下限 1000 円)
	JR・航空機(JAL・ANA・ADO・SFJ・SKY)を単独で手配	
	航空機(ジェットスター、ピーチ、上記以外)を単独で手配	1人1区間につき 20%以内(下限 2000 円)
	観光券等を単独で手配	機関 1 件につき 20%以内(下限 1000 円)
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		添乗員1人1日につき 30000円
変更手続料金	運送機関・宿泊機関等の予約・手配の変更	それぞれ1件につき 1000円
取消手続料金	運送機関・宿泊機関等の予約・手配の変更	それぞれ1件につき 1000円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行 った場合	1 件につき 500 円 (電話料、通信料は別途)

- (注) 1. 手配とは、予約の必要のない発券のみも含みます。
 - 2. お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、取扱料金とは別に上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
 - 3. 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
 - 4. 上記料金には消費税が含まれていません。

相談料金 (消費税が別途加算されます)

区	分	内容	料 金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30 <u>分</u> まで)2000 円以降 <u>30分</u> ごと 2000 円	
	(2) 旅行計画の作成	3000円	
	ጵ ⁄두	(3) 旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等	3000 H
	の手配が複合した旅行の場合	3000 🗅	
		(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1 件につき 2000 円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A 版)1 枚につき 1000 円	
お客様の依頼による出張相談		よる出張相談	上記(1)から(5)までの料金に交通費実費

(注) 上記料金には消費税が含まれておりません。